

第99回鳥栖市都市計画審議会会議録

- 1 開催年月日 令和6年11月8日（金）
- 2 開催時間 午前10時00分から午前11時51分まで
- 3 開催場所 鳥栖市役所 2階特別会議室
- 4 出席委員

中村圭一委員	柴田久委員
天本純子委員	宮原武士委員
森山林委員	中村直人委員
藤田昌隆委員	江副康成委員
成富牧男委員	牧瀬昭子委員
大榎謙委員	仁戸田幸司委員
土井正治委員	古賀光治委員
- 5 その他出席

鳥栖市 事務局	大久保副市長 鳥栖市建設部 中島部長 都市整備課 田中課長 樋本参事兼課長補佐兼係長 三橋課長補佐兼係長 笠主任 古澤主任 北原主事 山下主事 環境課 鹿毛次長兼課長 増田参事兼課長補佐兼係長 井本係長 緒方主任 佐賀県東部環境施設組合 藤川事務局長 古澤係長 松竹主任 最所主任
------------	--
- 6 傍聴者 0人
- 7 審議会次第
 - (1) 鳥栖市都市計画審議会の会長及び副会長の選任
 - (2) 諮問案件の審議
 - 諮問第111号 鳥栖基山都市計画ごみ処理場の決定（鳥栖市決定）
 - 諮問第112号 鳥栖基山都市計画汚物処理場の変更（鳥栖市決定）
 - 諮問第113号 鳥栖基山都市計画公園の変更（鳥栖市決定）
- 8 審議の概要 別紙のとおり

(別紙)
審議の概要

発言者	発言内容
開会【１０：００】	
事務局	御案内の時間になりましたので、ただいまより、第９９回鳥栖市都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席頂きましてありがとうございます。 ○配布物の確認 ○傍聴者の報告 ○都市計画審議会委員の紹介 次第３に移らせていただきます。 副市長から御挨拶を申し上げます。
副市長	○あいさつ
事務局	副市長におきましては、別の公務のため、誠に恐れ入りますが、ここで退席させていただきます。
副市長退席	
事務局	次第４に移らせていただきます。 次第４（１）鳥栖市都市計画審議会の会長及び副会長の選任へ進めさせていただきます。 鳥栖市都市計画審議会条例第５条第１項の規定により、当審議会は会長及び副会長を置くとされ、会長及び副会長は委員の互選により選出していただくこととなっていますことから、本日は、会長及び副会長の選任について御審議をお願いいたします。 会長の選任につきましては、「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」第４条の規定により、学識委員のなかから選任していただくこととなります。 なお、副会長の選任に関する要件はございませんが、鳥栖市都市計画審議会条例第５条第３項において、「副会長は会長に事故あるときはその職務を代理する。」と規定されていることから、会長の選任に準じ、学識委員のなかから選任していただきますようお願い申し上げます。 また、「会長及び副会長の選任」につきましては、あらかじめ仮の議長を選任いただき、議事を進行していただきますようお願い申し上げます。 この、仮議長の選任につきましては、事務局よりご提案申し上げます。 「会長及び副会長の選任」の議事においては、学識委員以外の委員のうちから森山委員に、仮議長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
○一同異議なしの声	
事務局	それでは、森山委員に仮議長をお願いいたします。 森山委員におかれましては、議長席より議事進行をお願いいたします。

仮議長	はい。 改めましておはようございます。 ただ今、仮議長をおおせつかりました森山でございます。 委員の皆様方におかれましては、会長、副会長の選出までの間、ご協力をお願いいたします。 それでは、議事を進めます。 鳥栖市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、本審議会の会長及び副会長を選任する必要がありますので、これより「鳥栖市都市計画審議会会長及び副会長の選任」を議題とします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、会長及び副会長は学識委員から選任することとなりますが、初めて顔を合わせる方もいらっしゃることで、事務局の考えをお聞きしたいと思いますが、皆様の意見はいかがでしょうか。
○一同異議なしの声	
仮議長	ご異議なしと認めます。 それでは、事務局より提案をお願いします。
事務局	それでは事務局から提案申し上げます。 学識委員の皆様の中から、会長に中村圭一委員、副会長に柴田久委員を推薦したいと存じます。よろしくお願いいたします。
仮議長	ただいま事務局から、会長には中村圭一委員。副会長には柴田委員をそれぞれ御推薦頂きました。 それでは皆様にお諮りをいたします。 会長に中村圭一委員、副会長に柴田委員を選任することよろしいでしょうか。
○一同異議なしの声	
仮議長	ご異議なしと認めます。 鳥栖市都市計画審議会の会長には中村委員、副会長には柴田委員が選任されました。 それでは、会長、副会長が選任されましたので、仮議長の役目を終えさせていただきます。皆様のご協力、誠にありがとうございました。
事務局	森山委員、仮議長をお引受け頂き、誠にありがとうございました。 ここで中村会長より御挨拶を賜りたいと思います。 よろしくお願いいたします。
○会長挨拶	
事務局	ありがとうございました。 次に議長の選出についてですが、鳥栖市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、『会長が会議の議長となる』とされておりますので、中村会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

	す。
会長	はじめに、鳥栖市都市計画審議会条例第7条の規定による会議録への署名人は、天本委員と牧瀬委員にお願いいたします。よろしくお願いします それでは、次第4（2）諮問案件の審議、諮問第111号「鳥栖基山都市計画ごみ処理場の決定（鳥栖市決定）」及び諮問第112号「鳥栖基山都市計画汚物処理場の変更（鳥栖市決定）」について、担当課及び東部環境施設組合から説明をお願いします。
事務局	皆様、改めましておはようございます。 まず諮問番号111号及び、諮問番号112号につきまして、お手元にもお配りしております説明資料に沿ってご説明いたします。 まず私のほうから、ごみ処理施設の概要、そして次期リサイクル施設の候補地選定についてご説明させていただきまして、この後佐賀県東部環境施設組合より、次期リサイクル施設整備の概要、そして、生活環境影響調査についてご説明いたします。 ごみ処理施設の概要について、次期ごみ処理施設につきましては、現在令和6年4月から真木町のほうで焼却場が本格稼働を始めております。 もともとの計画では、資料の左側にございますように、赤枠のところですね、こちらに焼却施設とリサイクル施設を整備する計画でございました。 しかし、建設地の一部から埋設物及び環境基準値を超える物質が確認されたことから、資料の右側のように、建設地の見直しを行いました。 そして、そちらに焼却施設を建設し、次期リサイクル施設の建設候補地につきましては、鳥栖市が改めて選定をすることとなりました。 続きまして、鳥栖市のごみ処理の現状についてご説明いたします。 ごみ処理施設の管理運営につきましては、鳥栖市及び神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町の2市3町で構成しております佐賀県東部環境施設組合において、運営管理を行っていただいております。 可燃ごみにつきましては、佐賀県東部クリーンエコランドで現在処理を行っております。 こちらは先ほどご説明しました真木町のほうに、東部、佐賀県東部環境施設組合が整備いたしまして、本年4月から稼働本格稼働を開始しております。 続きまして不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみにつきましては、みやき町にございますリサイクルプラザで処理をしております。 こちらは、鳥栖三養基西部環境施設組合の施設を使用しておりまして、施設の設置期限が令和11年3月までとなっております。 そのことから、次期リサイクル施設を令和11年4月の稼働に向けて整備を進めていくこととなります。

	続きまして、次期リサイクル施設の候補地選定についてご説明いたします。先ほど鳥栖市のほうで候補地を改めて選定すると説明させていただきましたが、令和２年度に、鳥栖市において建設候補地の選定を実施いたしまして、鳥栖市内に候補地を２か所選定いたしました。 そして令和３年３月に佐賀県東部環境施設組合へ選定結果を報告し、４月に鳥栖市において、立石町を建設候補地の優先交渉先として決定いたしました。 その後、交渉を行いまして、令和３年８月に立石町区より建設の同意を頂きまして、１２月に佐賀県東部環境施設組合において、立石町を建設地として決定いたしました。 その後、令和４年度から、佐賀県東部環境施設組合において、次期リサイクル施設整備事業に着手し、測量設計計画策定等の業務を行っております。
事務局	ここから次期リサイクル施設の概要について、また生活環境影響調査について、我々、佐賀県東部環境施設組合が事業主体でございますので、説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。 まず次期リサイクル施設整備のスケジュールでございます。 こちらの表に書いておりますとおり、この施設につきましては、令和１１年度の稼働を目指しまして、遡って事業実施をいたしております。 令和４年度から、各種計画、また事業調査で造成関係の設計等行っておりまして、敷地造成工事につきましては、本都市計画決定後に今年度末から令和８年度、この２年間強にかけて、造成工事を実施する予定としております。 また施設の工事ということで、現在、事業者の選定を着手いたしております。令和６年度、今年度来年度にかけて事業者の選定を行いまして、事業者が決まりましたら、令和８年度から９年度１０年度の３か年にかけて、設計と建設工事を行って、令和１１年度に稼働に間に合わせるというスケジュールで事業を進めているところでございます。 次に建設地の位置また面積でございます。 建設地につきましては、先ほどご紹介がありましたとおり、鳥栖市立石町及びみやき町大字蓑原というところで、地域が跨っております。 場所的には、ちょっと画面見づらいですけど、この黄色いところが、県道の川久保線になります。 立石の交差点から少し西に行きまして、みやき町側に入ったところから、現リサイクルプラザに上っていく管理道路がございます。 そこを上って行って、高速道路を跨いだところの北側の山間部に造成をする予定といたしております。 航空写真でいきますと川久保線、そこから現リサイクルプラザに上っていく管理道路がございます。

その管理道路を、高速道路長崎道をまたいだところから、ここから新しく黄色い破線で塗っているところです。新たに搬入道路整備をいたしまして、ここの赤のところ、こちらのところで、山間部を造成するということで計画をいたしております。

次に造成工事の範囲でございます。

今赤で塗っておりますところが敷地造成を行う場合でございます。

こちら、管理道路から分岐をして、赤いところ、こちらのほうから搬入道路を新たに整備いたしまして、9メートルの幅員は現管理道路と同じ幅員で整備をいたします。

延長につきましてはこの起点から入り口まで約400メートルという距離でございます。

またこちらの敷地のところですね、こちらのほうに敷地造成を行います、有効面積は2ヘクタール、2万平米ということで計画をいたしております。

また道路工事に関連いたしまして、市道が、この脇を通って上のほうに鳥栖市道がございますので、この搬入道路を整備することによってちょっと高さが合わなくなりますので、平面交差をするすりつけを行うということで市道の整備もこの事業に合わせて実施をしたいと思っております。

次に建設の条件ということで、都市計画条件とインフラ整備計画2点について記載をいたしております。

まず、都市計画の条件、用途地域におきましては市街化調整区域に指定をされております。

用途地域、高度地域の指定はございません。

建蔽、容積率は60%、100%以下ということになっております。

インフラ整備計画につきましては、電気につきましては高压受電。用水につきましては水道水の供給区域外になっておりますので、井戸水ということ計画をいたしております。

また排水につきましては生活排水、また工場等から出る工場排水につきまして、下水道接続ということで計画をいたしております。

あとまた雨水排水につきましては調整池で調整したの後に、放流ということで、こちらの北側のほうに、洪水調整池を設置して、下流域に影響がないような整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に施設で処理する対象物ということで、市の施設でどういうごみを処理するかというものをまとめたものでございます。

大きく分けまして、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、この三つのごみになります。

こちらにつきましてはみやき町にある今、現在稼働してるリサイクルプラザ、こちらも全く同じものでございまして、焼却施設で処理をする、いわゆる生ごみ、そういったものはこの施設で全く扱わないということでございます。

不燃ごみにつきましては、金属製品であったり、ガラス、陶磁器等でまた粗大ごみにつきましては、一般住民の方が持ち込まれることとなりますが、家具であったり、寝具、自転車等のごみを処理するということになります。

1番のメインになるのが資源ごみということで、瓶類であったり、缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装。各地区で、コンテナ回収、また鳥栖市であれば、焼却場のところにあります資源物広場、その拠点で回収されてるようなごみが全部こちらの施設に搬入されて、ごみ処理をやっているという状況でございます。

次に施設稼働後の搬入搬出経路というところでございます。

ちょっと分かりづらいですが赤で書いてるのが、搬入。青が搬出という経路でございます。

この施設につきましては現在、このリサイクルプラザ、みやき町にございますが、ここの施設で、2市3町分を処理いたしております。

昨年度までは鳥栖三養基西部環境施設組合が所有しておりますので、1市2町、鳥栖市みやき町上峰町の分をこちらの施設で処理をしております。

そのときの搬出入経路につきましては、鳥栖市民の方はこっちからこられますけど、市民の方も基本的にはこちらのみやき町側から迂回をさせていただいて、1市2町分、こういうルートをとって搬入されたという実情がでございます。

ところが4月から、この施設を延長して、2市3町分を受け入れることになったということで、神崎市、吉野ヶ里町の住民の方も基本的にはこちらから入ってきますので、そうすると全員が全ての搬入車がこちらに来ることになりますと、負荷が大き過ぎるということで、今でも年末年始であったり、ゴールデンウィークそういったときには、施設の外の道路に車両がはみ出しているという現状がございましたので、4月を機に、2市3町になったことを機に、鳥栖市の住民につきましては、基本的に近いほう、東側のほうからルートで上がってきていただくということで、看板の設置なり周知なりをして、そういう分散化を図っているということで、現施設の運用を行っております。

新設、こちらにできますが、この施設につきましても、これと同じような形で分散をして、鳥栖市の方は東のほうから、それ以外の方は基本的には西側から入っていただくということで、これにより搬入車両が大体同じぐらいになっているというのが現状でございます。

そういったことを配慮しながらやっていきたいと考えております。

続きまして施設整備の内容、施設規模でございます。

このリサイクル施設、いろんなごみに対して破碎であったり、選別であったり、圧縮であったり、そういった機械が入りますので、1日当たりどのくらい処理するかというものをまとめたものでございます。

こちらにつきましては2市3町のごみ処理基本計画というものがそれぞれの市町で設けておりますので、基本計画の将来推計値を参考にいたしまして、そこから割り返しまして施設規模というものを定めております。

1日当たり約34.2トン。これを次期施設で処理をするという計画をいたしております。

続きまして、概略の配置計画例です。

これはまだ設計が終わってる段階ではございませんので、あくまでイメージ、ポンチ絵ということで御理解を頂きたいと思えます。

3点ポイントで書いております。こちらの今回の造成敷地につきましては、近隣住宅への影響を配慮いたしまして、施設の敷地の西側のほうに配置をしたいと思っております。

この筆自体がかなりまだ大きな筆でございますが、こちらの東側には鳥栖市の立石町の住宅が存在しますので、なるべくこちらの西側、住宅地からの離隔をとって、西側で造成の工事をするということで計画をしております。

次に搬入車両を渋滞滞留の確保するため、敷地の入り口から計量棟までの距離を確保すると。

また場内の混雑を避けるため計量器を入り口出口それぞれ設置をしたいと思っております。

こちらにつきましては現施設の課題といたしまして、先ほど言ったとおりちょっと渋滞により、車両が外にはみ出していることがあるということで、次期施設につきましては、入り口から計量器までをなるべく距離を取る。加えて、今の施設が、計量器が入り口出口それぞれ共用している関係上、それで渋滞が起きているという課題がございますので、次期施設については入り口と出口を完全に計量器をあけてスムーズに車を流すことによって渋滞を回避できるのではないかというふうに考えております。

次に安全上の課題ではございますが、今の施設の課題として、住民の車両、こちらのリサイクル施設の特徴として、粗大ごみの一般住民の方がか

なり搬入されます。

住民さんが持ち込まれてる車両と業者の車両、収集車両が、今の施設は同じとこの入り口から入って、同じ場内を移動し、また同じところから出ていってるところで、場内が交通安全上危ないという課題がございますので、次期施設につきましては、ちょっとこれ青が住民を想定してますが、住民用の動線と業者用の赤ですけれども、そこを完全に入り口出口を分けて、場内も交錯しないような形で安全対策を図っていきたいというふうに考えております。

次に災害対策でございます。耐震対策と火災対策と二つ書いております。

耐震対策につきましては当然のことですけれども、国が定める方法また基準がございますので、そういったことを遵守しながら、災害時にこそ機能を発揮しないといけない施設でございますので、そういう耐震対策についてはしっかりとやっていきたいという当然のことでございます。

一方、リサイクル施設の特徴としまして、全国的に、リチウムイオン電池これかなり今スマホとかでも使われておりますが、そういった電池の普及に伴って、それに起因する火災というのが、全国各地で多発しております。

こういったことを未然に防ぐために、消火設備などのそういった火災対策に万全を期していきたいと考えております。

次に生活環境影響調査についてご説明をさせていただきます。

こちらの調査の目的でございますが、いわゆる生活環境影響調査、環境アセスと呼ばれているものでございます。

こちらにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃掃法と呼んでおりますが、そちらの法律において義務づけられている調査でございます。次期施設が周辺の生活環境へ及ぼす影響について、事前調査として予測評価を行うことによって、新たな施設周辺の環境保全に資することを目的といたしております。

調査の手順につきましては、国が定める、このアセスの指針がございますので、それに基づいて実施をいたしております。

調査事項の整備、設定、現地調査、また予測影響の分析、生活環境影響調査書としての取りまとめ、最後に公告縦覧という手続で実施をいたしております。

調査項目の設定につきましては、こちらに書いてる、5項目。調査項目が国のほうで定められております。

また生活環境影響要因、施設からの発生要因ということで、4つの項

目、こちらの丸がついてるところに対して、今回調査予測評価の対象としているというところでございます。

次に現地調査の実施地点というところで、いろんな丸がついておりますが、基本的には建設地のところ、あと現リサイクル施設、新設に向かう道路沿道、こちらのほうでそれぞれ記載の項目について、現地調査をまず行っております。

現地調査の実施時期でございますが、令和5年に実施をいたしております。

このリサイクル施設につきましては、基本的に冬、夏の2シーズンで調査をするということになっております。

また騒音振動に関しては、夏季は虫の音など拾ってしまうというところがございますので、こちらは秋に実施をいたしているところでございます。

次に現地調査の結果。また施設稼働後の予測影響の分析というところをまとめております。

今からそれぞれの項目に出てまいります、全て1番上の表が現地調査の結果、中段が、この新施設が稼働した場合に、現地調査の結果を踏まえて、新設ができたことによってどういう影響が生まれて、どういう評価になったのか、最後に環境保全措置ということでまとめております。

まず大気質、施設の稼働により大気質の影響でございます。

こちらにつきましては、降下煤じんを建設地のほうで東側に市が行っております。

あと一つ、既存施設のところで総粉じんというところで、降下煤じんに加えて自社施設から発生する粉じん、全てを拾ったものを、調査をしております。

その現地調査がこちらに記載しているとおりでございます。

施設稼働後どういうふうな影響が予想されるかというところでこちらの項目につきましては総粉じんというもので予想をいたしております。

予測地点につきましては新施設ができる建設地の敷地境界。予測結果につきましてはこれ定性的な評価でありますけれども、現施設である0.1mg未満という以下ということで予測をしております。

こちらにつきましては新施設に2市3町ということで、従前の施設、1市2町に加えて、多くはなりますが、扱うごみの量を増えたとしてもごみの質は変わらないと。

当然増えればそれなりの対策を行うということで現施設以上になることはないということで評価をさせていただいております。

またこれの環境保全上の目標ということで、これ各種法令等の基準を全

て引っ張っておりますが、そこが0.15という基準でございますので、それ以下になるということで、適合ということで評価をさせていただきます。

また環境保全措置としては、当然集じんの対策ということで、集じん機を設置したり、散水等により飛散を防ぐということで、対策を行っていきたいと考えております。

次に大気質の運搬車両の走行ということで、こちらにつきましては搬入ルート of 東側西側ルート、それぞれにつきまして、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、こちらの2項目の調査をしております。

こちらにつきましては施設稼働後どうなるかということで、先ほど説明いたしました鳥栖市の住民の方も、東側のルートから入っていただくということを前提に評価をいたしております。

その結果、今の現状値よりも東側ルートだけが若干増加をします。

また増加のパーセントから見ると非常に少ない値ということになっておりまして、こちらでも法令等で定める環境保全上の目標、そういったものについてはクリアをするということで適合ということで評価をいたしております。

次に施設の稼働による騒音振動の影響でございます。

このリサイクル施設につきましては粗大ごみを破砕する関係上、一番影響が懸念されるのがこの騒音と振動でございます。

こちらにつきましては騒音振動ともに建設地の東側と西側で、まず現況を測定しております。

騒音につきましては、高速道路が近いということもあってその音を拾っているという現状がございます。

振動につきましては25未満ということで、全く揺れを感じていないという状況でございます。

施設が稼働したらどういった影響がどういった増加になるかということでございます。

それぞれ、こういう増加量というものが予測されて、その現状に加えた増加量が予測結果というものになっております。

騒音が54、53出ておりますが、参考までに言いますと50デシベルというものが、静かな事務所内というのは50デシベルと言われてます。

また60デシベルっていうものが、普通の会話程度のこと、その中間ぐらいというものが敷地境界で予想されるというところでございます。

ただ、生活環境保全上の目標は60デシベル以下ということで、法令等の基準を満足しているというところでございます。

あと振動でございます。

振動につきましては予測結果が45、43という値で、環境保全上の目標はクリアをしております。

これは分かりやすく言いますと人が揺れを感じるデシベルというのが55デシベル以上というふうに言われておりますね。

基本的には敷地境界においても、揺れを感じることはないんだろうというふうに予測をいたしております。こちらにつきましても、先ほど言ったとおり、破碎関係が1番音が発生をしますので、そういった当然、屋内に設置するっていうのは当然なのですけども、そこにつきましては頑丈な鉄筋コンクリートで覆って、きちんと防音対策の壁等として、音がなるべく漏れないような形で整備をやっていきたいというふうに考えております。

次に騒音振動に関する運搬車両の走行というところで、こちらにつきましても同じく東側西側の走行ルートについて現状を測定しまして、予測っていうものを、あと市民の方が東側から搬入する前提で予測をいたしております。

こちらにつきましても、生活環境保全上の目標というのが法令等の基準を満足しているというところでございます。

またご紹介いたしましたとおり、今の施設においても、みやき町の施設においても住民の方が同じルートを走行してまいってますので、今から大きく変わるというものは問題ないと。

現状どおりというような状況でございます。

次に悪臭でございます。

こちらの悪臭につきましては、特定悪臭物質、これ22物質でございますが、そちらのほうと臭気指数こちらの2項目の調査を現地と既存施設でやっております。

特定悪臭物質につきましては、全て22項目、規制基準値を満足しているという状況でございます。

この臭気指数というものは、いわゆる人がにおいを感じるかどうかという指数でございますが、臭気判定士の方がそのにおいを採取したものをにおいを嗅いで、においをするかどうかという判定をするものでございます。

これが、10が基本とされておりますが、見ていただくと分かるとおり、既存施設については10未満ということになっておりますが、建設地につきましては16ということで、その数値を超えておりますが、その原因となるものが、今、山間部でございますので、草木のにおいを拾っている

というところでございます。

施設の稼働後の分析ということで、こちらもちょうと定性的な評価にはなりますが、ごみの量は増えても、においのもととなるものは変わらないので、対策を行うということで、環境保全上の目標を満足しているというところでございます。

今の施設をご覧になられた方はご存知かもしれませんが、先ほど言ったとおり生ごみを扱う施設ではございませんので、基本的に施設の中におきましても、匂いがするということは。

敷地の外に出ると匂いがすることもございませんので、このあたり住民の方もちょうと心配をされておりましたけれども、その辺りちょっと住民説明会のほうできちっと説明をいたしております。

次に水質についてです。

ちょっと米印で書いておりますが、これ施設からの排水を下水道へ放流接続できない場合、浄化槽を経由して排水する場合を想定した予測をしております。

ただ今回はもう下水道接続という計画をしておりますので、基本的には予測については不要かなと考えておりますが、調査としては、生活環境項目、健康項目という定められた項目がございますので、その現地調査、河川水路とともに現地調査をした結果、環境基準は現状を満足します。

予想項目としてはBODという、水の濁りを示す指標でございますが、そちらについて、浄化槽を経由した場合どうなるかということを書いております。

1.5ということで、これも満足をしてるということでございます。ただし、これは先ほど言ったとおり下水道に接続いたしますので、こういったことが不要になるということでございます。

最後にまとめでございます。

今回の調査を、生活環境影響調査書という形でまとめております。

この調査の結果、いずれの環境要素につきましても、生活環境の保全上の目標、こちらは満足しておりますして、施設の稼働、また運搬車両走行等による周辺住民への生活環境保全に支障のないものというふうに評価をいたしております。

また適切に、環境への配慮、施設等の計画をなるべく低減をするということで事業実施をしてまいりたいと考えております。

最後に生活環境影響調査書の縦覧というところで、こちらの調査書につきましては、法律、また我々組合の条例の規定に基づきまして、公告縦覧というものが義務づけられております。

	周辺町区、また２市３町の住民のほうに周知をいたしまして、今年の２月５日から３月４日まで縦覧を実施いたしました。 この縦覧期間におきましては、利害関係を有する方が、意見書というものが出せるようになっておりますが、今回、そういったものに対して意見書のほうが提出期限までになされなかったというのが現状でございます。 このアセスにつきましても、事前に１番影響がある鳥栖市の立石町、またみやき町香田地区の住民さんのほうには、ご説明を差し上げて回覧等も配布をしているという状況で、適切に周知はしてまいったというところでございます。 以上で、我々、事業者である東部環境施設組合の施設整備の概要、また、生活環境影響調査について説明を終わらせていただきます。
事務局	続きまして、諮問番号１１２号、汚物処理場の変更についてご説明いたします。 場所が鳥栖市真木町の現在衛生処理場敷地でございます。 昭和３８年１１月に都市計画決定を受けまして、昭和３９年１０月からし尿処理場の稼働が開始しております。 現在、敷地内にごございます施設は建て替わった二つ目のものでございまして、昭和６０年３月に竣工しております。 こちらが令和２年１０月に稼働を停止しておりまして、現在、鳥栖市のし尿処理につきましては、区域の北側にごございます鳥栖市浄化センター内のし尿受入れ施設において処理をしているところでございます。 当該区域につきましては、今後、汚物処理場としての土地利用計画はございませんので、今回、汚物処理場の計画を廃止したいと考えております。 以上でございます。
事務局	続きまして鳥栖市都市計画に関してご説明申し上げます。 今回、この都市計画決定について、関連する法律として、都市計画法第４条、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画というふうに定義をされているものです。 今回はこの都市施設の整備についてです。 具体的に、都市計画法第１１条、都市計画区域については、都市計画に次に掲げる施設を定めることができるようになっておりまして、今回の諮問番号１１１号がその他供給施設又は処理施設。そして、廃止となる諮問１１２号が汚物処理場、このあとの諮問番号１１３号が第２項に公園として定義されております。 関連する法令としまして建築基準法第５１条でございます。 都市計画区域においては、ごみ処理施設等の用途に供する建築物については、都市計画においてその敷地の位置を決定しているものでなければ、新築または増築してはならないとなっている関係で、今回の当該地にごみ処

	理施設を建設するに当たりまして、都市計画の決定が必要ということでございます。 決定する内容につきましては、都市計画法第11条第2項にございまして、都市施設においては、都市施設の種類、名称、位置及び区域、その他政令に定める事項ということで定めるものとなっております。 こちらに関しては、次のページ以降、それぞれ本施設が、御覧のとおりでございます。 また、し尿処理場については廃止で、こちらに関しては都市計画決定がなされた当時が轟木町で都市計画決定されておりますが、昭和42年頃に大字界が変わっていきまして、現在は真木町というふうになっております。 続きまして、今回この都市計画審議会に至るまでの経緯をご説明させていただきます。 まず、原案の縦覧としましては、令和6年7月9日から7月23日に、それぞれ庁内掲示やホームページ、市報等掲載によって行っているところでございます。 この時期に公聴会を申出することができますけど、所定の期日までに公述申出等はございませんでした。 また、リサイクル施設につきましては、先ほど担当からご説明がありまして、みやき町も含まれていることからそれぞれ、8月16日に、みやき町と佐賀県に、事前協議という形で協議をしております。それぞれ8月22日、9月3日に支障がない旨の回答を頂いております。 そして、協議回答がありましたので、9月6日から9月20日について案の公告縦覧を行いまして、こちらに関しても特に意見書等の提出はございませんでした。 今後のスケジュールということで、本日の都市計画審議会を経て、本日特にこちらで問題なく進めば、法定協議ということで、概ね11月20日前後、佐賀県及びみやき町に対する法定の協議を行いまして、概ね12月の中旬頃に決定告示ができるという見通しになっております。 以上でございます。
会長	はい。ただいま諮問第111号「鳥栖基山都市計画ごみ処理場の決定（鳥栖市決定）」及び諮問第112号「鳥栖基山都市計画汚物処理場の変更（鳥栖市決定）」について説明を受けました。 このことについて質疑がございす方は挙手をお願いしたいと思います。まず諮問111号について、御質問御意見、ありましたら挙手をお願いいたします。 （挙手あり）はい。
委員	はい。ご説明ありがとうございます。

	4 ページから質問させていただきたいんですけども、次期リサイクル施設を令和 1 1 年 4 月稼働ということで、今後、何年間の稼働を計画見込みをされているのか、立石町との協議は、どのように行われているか。これが 1 点目です。
事務局	次期リサイクル施設の稼働期間につきましては、2 5 年間を考えております。その旨も立石町、あと、みやき町内の香田地区にはご説明をいたしております。
委員	はい、承知しました。ありがとうございます。 協議が行われて、もう協議済みということですね。 続きまして、1 5 ページをお願いします。 3 番目の次期リサイクル施設整備の概要についてというところで、搬入のことをご説明頂きましたが、一般の持込み車両が安全に通行できる動線をとということで、入り口と出入口を設けて渋滞を緩和しようというお話でしたが、これは今現在みやき町で行われてるものからすると、件数も増えてくると思いますが、持込みの車両の台数というのは何台ぐらい見込みされているのかどうか。 御検討があれば教えてください。
事務局	はい今、現施設の課題といたしまして、先ほど説明いたしましたとおり、事業者と住民の動線が同じところで荷下ろしをしているというところに課題があるということで、これを分けるというところで、この動線を分けるのは、渋滞対策というよりも、場内での安全確保、そういったもので考えております。 渋滞対策といたしましては入り口から、計量器の離隔を通るということと計量器が現在入りと出が一機になっていること、これが渋滞の原因でございますので、これを入りと出を分けるというところの対策を行っていきたいというところでございます。 想定の台数ですが、こちらにつきましては、今のみやき町の施設も、2 市 3 町の住民の方既にこの 4 月から受入れておりまして、全くこの現状は変わりません。場所が変わるというところでございます。 計量器を改善することによって車両が繁忙期でも外に出るということが、基本的にはなくなるんじゃないかというふうに思っております。 またあと一つ思ってるのが通常の動線以外に、例えば今出ております、1 番北側に調整池がございますが、その周りをちょっと迂回するとか渋滞時に、そういった対策もとれるんじゃないかなと思っております。 ちなみに今ちょっと車両をお話を頂きましたが、車両につきましては現在、2 市 3 町になった場合というところで、令和 4 年でいきますと、年間大体、6 万台ぐらい。西側と東で分散して 3 万台ぐらいの状況です。ちなみに 1 番多いピークが大体年末の 1 番最後の日になりますが、1 番多いときで勘案して 1 日 5 0 0 台程度です。これが 1 番ピークだろうと。

	いまの傾向的に、年々、皆さん多いってのがわかってますので、年末も軽減されて分散されてきているということもございますし、今の施設も昼休みも4月から開けておりますので、そういった対策を、ソフト面ハード面それぞれやっていって、周辺の住民の方にご迷惑がかからないようにしたいと考えております。以上でございます。
委員	はい、ありがとうございます。 対策をソフトとハード両方からということではいただいているということで、周辺の住民の方々がやはり混雑を避ける必要があると思いますので、ご説明と周知もまた進めていただければと思います。 よろしくお願いします。 16ページをお願いします。 災害対策のところなのですけれども、耐震対策の件は分かりました。 水害対策について、土砂災害が、立石町はひどいときに、土砂が流れたりとか、まだ水害というのが起こった地域ですので、その辺りの対策がどうなっているのかということ。 あとリチウムイオン電池が火災したときに周辺が山ですし、住宅もありますから、なるだけないことを対策する必要があると思うんですが、色々と検索する中でほかの市町もリチウムイオン電池の対策には大変問題で、色々と対策されてると思います、できるだけ機器を導入して、未然に防ぐ判別をするものをぜひ導入していただきたいと思いますが、今、検討としてはどのように行われてるのかをお伺いしたい。
事務局	まず水害に関することでございます。 これは、我々も当然、建設予定地であるということで、区長さんとか役員さんの方々、地権者の方々ともお話をいたしております。 我々が建設する分に関わる部分の水の流れ、これについてはちょっと田んぼに急に水が来ると。 水路にやたら水が来るからということで、我々が今回、調整池をつくりますけれども、そこで何とか受け止めるようなことできないかというご相談を頂いております、その辺もきっちり今回の設計に織り込ませていただいております。 あと、リチウムイオン電池、これまず、委員からおっしゃったような「選別できるような機械を」ということがありましたが、基本的にこのスマートフォンなんかも埋め込み式で頑張ってもとれないんですよ。 基本的にはこういったものはもう別で収集していただくようお願いしている、そこはもうはっきり言いますと、住民さんのマナーの問題であります。 どうしてもそういった、リチウムイオン電池が個人で取ることができないとか、誤ってなどの善意の混入とかもございます。 そこはもう当然織り込んでますので、今回自動消火装置とか、そういった

	ものは、散水弁とか、そういったものをつけるように、今設計のほうを進めておりますので、間違いなく火災などを起こさないように、やっていきたいと思います。 実際、今の施設でも、不燃ごみの指定袋を置いてる状況で火災が今年に入って、火災といいますか、発火が3件ほどあっております。 そのため、各市町でも収集の際に、十分気をつけていただけるように、住民のほうに周知してくださいということは、2市3町の担当課のほうにしっかりとお願いをしているところです。
会長	はい。水害対策、水の流れについては逆に施設ができることによって改善されるぐらいのものをつくりたいというニュアンスでよかったですか。
事務局	我々としては、建設予定地。具体的に東側に多く水が来るということを言われてますので、その水を我々の今度作る調整池、水の上流側で、受けて調整して、反対側に流す排水するというので、今、設計を進めておいて、地元のほうにも、ご説明をいたしております。
委員	はい、ありがとうございます。 水害対策とあと火災予防ということで、承知いたしました。 今後、施設が、稼働する25年間のうちに、そういう選別をできる機材とか機械とかっていうのも、もしかしたらできるかもしれないので、もしできればそういったのも検討頂いて情報収集して頂ければなと思っております。 それで最後です。 住民説明会の中身。どういうことを御意見としていただいたのか、住民の方々の懸念事項は何だったのかということ。 私が住民の方から聞くのが、水について井戸水を使われるということなのですが、1日あたり工事で使われる井戸から取る水の量と稼働されてるときに使う水の量が生活用水に影響がないのかっていうことと。 「井戸水に影響がないですよ」ということを住民の方々にどういうふうな説明をされたのかということをお尋ねして終わりたいと思います。
事務局	はい、水の使用についてですが、施設が稼働して、想定で、最大1日は、余計余分に見て、1日8トンだろうとしております。 今回、立石町の集落は多くが井戸水を使われておりまして、その水みちよりも深井戸のほうで我々井戸を汲むようにしておりますので、まず影響はないだろうとは考えております。 で、ただ、立石町のほとんどのところは生活用水として、御指摘あったように井戸水使われておりますので、影響が出たらいけませんので、今、5件の民家の方に、今後の継続のモニタリング調査をお願いして、これもずっと稼働してる使う期間中は、モニタリング調査をしていきます。
事務局	補足させていただきます。 この用水、井戸水の懸念というのがやっぱり1番地元のほうがおられま

	した。 先ほど申しましたとおり、施設最大使うだろう水量８トンということが予想されましたので、今年の冬、１番水が枯れるとき、１番安全側のところの期間に現地で井戸の掘削をいたしまして、１週間、井戸水の揚水試験というものをやっております。 これは１日８トン、９時から５時まで１時間あたり１トン取ると８トンでございますので、それプラス方に０．５トン。一日８．５トン、これを１週間連続で揚水試験をいたしまして、下流の民家５件にモニタリングをお願いいたしまして、実際水位と水質の現状を調べております。これは全く影響がなかったということになっております。 これちょっと先ほど言ったとおり、ずっと建設中も、建設後も引き続きこのモニタリングをやっていきたいと思っています。 あと地下水にある、先ほど言ったように相当深い、今、建設予定地はGLの１２０メートルを予定しておりますが、GLの４０メートル、８０メートルの深井戸を掘ってやる予定でございます。 そこで揚水試験をしておりますので、基本的には影響はないだろうというふうな考えをしておりますし、住民の皆様にもその辺のご説明はしっかりさせていただいているところでございます。以上でございます。
委員	ありがとうございますはい、ご説明頂きましてありがとうございます。 住民の方の１番の懸念が集中したということですので、影響ないだろうというご説明ではありましたが、できるだけ懸念を払拭するためにも、周知していただいて、回覧版とか、区長、班長さんにも、継続的にモニタリングの結果等のお知らせを今後続けていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。
事務局	周知はもちろんのこと、これ建設する前の調査として、全世帯の井戸水を持ってるいるお宅全部に、水質と水位の調査させていただいておりますので、その結果を全部送付させていただいておりますので、なかったということはもう周知しておりますので、懸念が持たれないように、しっかりやっていきたいと思えます。
会長	はい、ありがとうございました。 ほかの委員の方から、はいどうぞ。
委員	まず１点目が、１４ページ。 現リサイクル施設と次期リサイクル施設が、実際の処理能力の比較はいかななものか。設備投資が大分違うかと思えますので、まず、処理能力の違いを一つ。 ２番目が、１５ページの動線、施設整備の中で、収集車の動線と一般車両の動線と来客・見学者動線これは結局、管理棟から出て行く場合、１か所で、三つのものが重なるということですので、非常にここが気になりましたので、これについては、答弁をお願いしたいと。

事務局	はい。委員の御質問にお答えさせていただきます。 まず1点処理能力についてです。 現施設との比較ですね、現施設とみやき町にある鳥栖三養基西部環境施設組合の処理能力は1日当たり47トンでございます。 なお、次期施設が34トンと減っているという状況でございますが、これは現施設建設のときは、ごみも人口も右肩上がりの増加ということで、当時の将来処理推計に基づいて、最大ごみ処理量というところで計画をされておりまして、47トンというところで設定をされております。 今現在も、2市3町、ごみを受入れておりますが、この34.2トンというのは、最新のごみ処理計画の推計に基づいてはじいた数字でございますが、今現状に2市3町同じ状況で受入れておりますが、これよりも余裕があるといえますか、かなり低い数値で処理を行っているということで、34.2トンという数値については、全く問題なく将来にわたって処理できるというところにあります。 2点目の動線関係でございますが、下のところが住民の車両、業者の車両、あと来客の車両が一つの動線になっていることについてですが、これ確かにそういう動線にはなっております。 ただ、現状やっぱ「入」は、どうしても一気に向かってまいりますので、渋滞が発生しておりますが、「出」に関してはそれぞれ処理が終わって1件ずつ計量棟を通過して出ていくということで、「出」について、渋滞するとか交錯するっていう地点では余りないというのは、現状でございます。 ただ一方、そういう計量棟を通らずに横に迂回するルートといえますか、この動線以外にも、横にスペースを設けるような、幅を設けて、そういった対策、安全対策を行っていきたいというふうに考えております。
委員	現在、あそこは信号機っていうかあれがついていたら、一般車も入ってくださいという形にされてますよね。 ですから、これについてはやっぱり「一般車も入ってる、パッカー車も」ということですので、大丈夫というような意見ありましたが、かなりここは、もう1回見直してっていうか、方法を考えてほしい。 これは要望です。
会長	はいありがとうございます。ほかの皆様、いかがでしょうか。 はい。
委員	私、審議会のほうに初めて参加してさせていただきますので、ちょっと基本的なことに振り返らせていただきますが、まず、現時点でもう既に基本計画がされ、実施設計に入っているようなことになっておりますけれども、それまでの基本計画に着手するまでの経緯、それまでに都市計画審議会の開催がなされているかも含めて、ご教示頂ければと思います。
事務局	都市計画審議会につきましては、先ほどご説明を差し上げましたとお

	り、都市計画決定の審議、お諮りするものでありますので、都市計画審議会としてお諮りするのとは今回初めてです。
委員	その結果、もし都市計画審議会の中で、「否」という決定がされた場合は、今後の計画としてどういうふうになるのかを教えてください。
事務局	「否」がありました場合に関しましては、当然ながらそういった市長に、「否」の答申を行うことになります。「否」の内容にもよりますけれども、一般的には、市長の判断等もありますが、もう1回練り直すことができる場所は、練り直すというような形になります。
委員	審議会にかけるまでの基本設計に至るまでの経緯について、概要で結構ですので、ご説明をしていただければと思いますが。
事務局	ただ今前方に、スケジュールが出ております。 基本施設整備基本計画。これどういったごみ処理をやって、どこに建ててという、本当に基本的な内容をまとめたものでございます。 先ほどご説明があったとおりこの建設地の決定が令和3年度になされておりますので、我々がそこから引受けてといいますか、事業者として、事業をスタートしたのは令和4年度。 ということで、まず施設整備基本計画というものを作成しております。 これにつきましては、根本的なスタートの計画になりますので、住民の皆様に、御周知をいたしまして、パブリック・コメントという手続きを踏んでおります。 その後、現地で測量、地質調査、あと先ほど説明した生活環境影響調査、そういった周辺に与えるような影響の調査、また建設に当たっての必要な調査、現地文化財関係の埋蔵地であるので、文化財調査。 あと設計というところで順を追って進んできております。 こちらにつきましては、法的な手続はもちろんのこと、住民の皆さん、特にみやき町香田地区の住民の方、役員会なり、住民説明会などを適宜開催し、今日まで至っているというものでございます。 以上でございます。
委員	私の質問の趣旨としましては、都市計画審議会を開く時期の問題。 もしこれが都市計画審議会の中で「否」というその判断が出た場合、基本設計、それから実施設計というもし場所が変わったりとか、いう場合に、無駄になってしまうということが考えられないかという趣旨で、御質問をさせていただきましたが。
事務局	確かにおっしゃるとおりだと思います。 ただ都市計画決定する際には、正確に面積も出さないといけないということがございますので、そういった面積っていうのは、ある程度、今回土木工事の設計などは、終えてないといけないというのが、今の手続上、必要なもので、もうしょうがないと思っております。
委員	まずそういうふうな条件があるのであれば、基本設計の段階で、審議会

	を開くべきではないのかなっていう気がいたしますが、ここの条件については私も今、市のほうで計画されていることに、賛成でございますけれども、今後やっていく上で、行政的に無駄のないようなやり方をさせていただくという意味での御意見でございます。
会長	可能な限りできるだけ早くというところで受け取らせていただいてよろしいですか。
事務局	かしこまりました。
会長	はい、ありがとうございます。 御意見、その他、委員の皆さんからございますでしょうか。 よろしくどうぞ。
委員	ご説明ありがとうございます。 先ほどG Lの話と、騒音のところで、高速道路はデシベル的にはそんな大したことないと思うんですけど。高速道路、道路の音を拾っているっていう話がありましたけれど、この施設自体が高速道路を走っている車両から見えるのか見えないのかというのがまず1点目の質問です。
事務局	高速道路から丸見えです。
委員	であるとすると、今回影響評価としては、騒音と振動のところされてますけれども、やはりこういう環境施設が環境破壊をしているような施設づくりっていうのは、やっぱり高速道路を通ってるたくさん県外から通行している人たちに対するイメージに対して、あんまりよくないっていう気がするので、ぜひ何ていうんでしょう。鳥栖市の環境政策のイメージを上げてくれるような、施設づくりを。 どうしても見えるので、例えばなのですよく環境施設というのは、イメージが悪いのを過剰に上げようとしてですね。アースカラーと言いますが、水色に塗って煙突を虹柄でのような、周りの森林と全くマッチしてないようになっているものが全国にあるんですね。ですので、何かこう、ぱっと見ると何か、何かちょっとこう、おしゃれとまで言いませんけれども、周囲の森林との配慮っていうか、景観的な観点からも、少しこの施設自体、それから施設に対しての外壁とか、いろいろ考えておられると思うので、その辺をぜひ高速道路からの目線はしっかり考えておいたほうが、鳥栖市全体の環境政策のイメージに対しても非常に影響があるんじゃないかと。
会長	貴重な御意見です一言。
事務局	ありがとうございます。 確かに、今、委員から御指摘頂いた点については、ほかからも意見頂いております。現在の鳥栖三養基の溶融施設焼却施設も稼働止まっていますが、これが有明沿岸道路で大牟田あたりからでも見えると、景観を阻害しているというふうなことを言われたというようなこともお伺いしてるので、気を

	つけたいと思っています。 なお土木工事に関しては、こういった山間部の工事ですので、盛土切土等が出てきます。地元からも刑務所とか要塞みたいなイメージにはならないようにしてくれということは、もう重々意見頂いておりましたので、補強盛土を採用いたしまして、その「のり面」部分につきまして、普通の草、野芝、イタリアングラスのような見栄えのいい草を植えることで、景観に溶け込むように対策考えているところでございます。 御相談に来るかもしれないので、その時はお願い致します。
会長	ほかにありますか。（挙手あり）はい。
委員	ちょっと一点。次期リサイクル施設整備のスケジュールにP F I 等と導入可能性調査の記載がある。終了していると思うのですが、私の意見として、こういうものはできるだけ民の力を借りて。P F I 等は、かなり全国的にも広がってます。 ぜひ導入してほしいなというそういう可能性を感じたのですが、令和5年、この調査の結果でどういう結果が出て、東部環境施設組合が説明されたものか、その辺も聞きたい。もし、調査結果が分かるなら、後日でいいですから、ぜひ頂きたいと思うのですが。
事務局	はい。このP F I 調査結果ちょっと結論からいいますと、公設公営と比べた場合として、7.6%の軽減効果があるという結果が出ております。 なお、この全部の詳細は、ホームページでも公開しております。 今回計画の施設と現在の焼却施設も同じなのですけれども、設計、建設、運営、デザインビルドオペレーションでD B O方式ということで、民間にお願いするということでやっています。 このD B Oの方式を採用するというのが、国の環境省のほうからも、廃棄物処理施設については、指導ではないんですけど、そういう推奨がなされておりますので、我々もそこに沿って、今回、事業を進めていきたいと考えております。
会長	その他なければ、112号について御質問を受けたいと思いますが、ございますでしょうか。汚物処理場ですね。
委員	今回廃止される場所の有害物質対策っていうのはもう既に完璧に終わっておりますか。
事務局	今回、都市計画の廃止をいたしますけれども、当該施設等につきましては、まだその解体とか、将来的な方針決定に至っておりません。 隣の焼却施設を近く解体しますけれども、冒頭から説明いたしましたように、周辺地区、有害物質、あと環境基準値を超えるような物質等も含まれております。そういった調査をする中で、このし尿処理施設はまだ稼働中であつたということで、調査をしておりますので、今後、方針決定していく中で、そういった必要な調査が出てくるかと思っております。

	以上でございます
委員	ぜひ解体された結果におきまして、有害物質などが、このような対策で、しっかり解体整地をしていただければということを要望いたします。
会長	よろしいですか。 はい、ほかにございませんでしょうか。（挙手なし） なければ、採決のほうに移らせていただきたいと思います。 まず諮問第１１１号、鳥栖基山都市計画ごみ処理場の決定（鳥栖市決定）について、原案どおり可決することとし、市長あてに答申することによりよろしいでしょうか。
○一同異議なし	
会長	はい。御異議なしと認めます。 よって、諮問第１１１号、鳥栖基山都市計画ごみ処理場の決定（鳥栖市決定）については、諮問事項どおり議決し市長で答申することといたします。
会長	それでは、続きまして諮問第１１２号をお諮りいたします。 諮問第１１２号、鳥栖基山都市計画汚物処理場の変更（鳥栖市決定）については、原案どおり可決することとし、市長あてに答申することによりよろしいでしょうか。
○一同異議なし	
会長	はい。御異議なしと認めます。 よって、諮問第１１２号、鳥栖基山都市計画汚物処理場の変更（鳥栖市決定）については、諮問事項どおり、市長あてに答申をすることといたします。 ここで入替えがあるようです。５分ほど休憩をさせていただきたいと思います。お願いいたします。
５分間の休憩後	
会長	それでは、引き続きまして、諮問第１１３号「鳥栖基山都市計画公園の変更（鳥栖市決定）」について、担当課から説明をお願いします。
事務局	皆さんお疲れさまでございます。 本日はよろしくお願いいたします。 それではご説明申し上げます。４ページになります。市民公園は、鳥栖市の中心に位置しておりまして、園内には、市民球場、市民体育館などの運動施設、市民文化会館などの教養施設を有する総合公園で、昭和５１年の３月３１日に供用を開始いたしております。 区域変更を行う理由でございますが、サガン鳥栖アンダー１５の練習場の環境整備につきまして、計画されている練習場が、こちらですね中ほどの青いところになりますけれども、こちらの図面のとおり一部市民公園の敷地に掛かること及び、市民公園内の利便性向上等を目的に、市民公園全体の

	区域を見直すことといたしましたのが理由でございます。 2番目に、区域面積の増減についてご説明申し上げます。 市民公園の減少する面積は、先ほど申し上げましたこちらの青の部分でございますが、こちらをサガン鳥栖アンダー15の練習場と提供する、3,030.46平方メートルとなります。こちらは市有地でございます。 増加する面積は、県有地になりますが、赤で塗り潰している部分になりますが、こちらを購入及び譲り受ける県有地として、市民文化会館の西側の土地など、8,008.44平方メートルでございます。 こちらを差引きいたしました4,977.98平方メートルが、市民公園の面積が増加します。 市民公園の面積が、現在、16万9,000平方メートルございますので、御承認頂きますと市民公園の面積は17万3,977.98平方メートルになる予定でございます。 続きまして、こちら、御参考までに市民公園の基本計画図を掲載させていただいております。具体的な整備につきましては、都市計画決定の御承認が前提で、関係者との協議、それから議会にお諮りしながら整備を進めさせていただくこととなりますが、大きく分けて4点、整備を進めさせていただく予定でございます。 1点目が、市民文化会館西側の土地のほうに、芝生広場複合遊具の設置を検討いたしております。 2点目が、市民球場の西側、スポーツ施設エリアの確保、具体的な施設の整備についてはまだ決まっておりません。 3点目、現行スポーツ施設エリアの西側に健康広場を整備する予定でございます。現在プールになっているところでございます。 4点目が、園内の東西を接続する園路。こういう感じで接続して筑紫野バイパスに流れるルートでございますが、これまでは市民文化会館で大規模イベントが開催されたとき、車両の出入口が1か所しかなかったものですから、交通混雑が発生しておりました。 そのため、園内東西を接続する園路を整備させていただく予定といたしております。 簡単ではございますが、私の説明は以上となります。
事務局	引き続きまして、都市計画係のほうから先ほどと同じものになりますけれども、都市計画決定についてのご説明を申し上げます。 こちらに関しては先ほど、ご説明申し上げました都市計画法第4条にこちらと同じになります公園が含まれているというものでございます。 関連法令として都市公園法第16条というのがございまして、「公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部または一部について、都市公園を廃止してはならない」と規定されておまして、今回の

	練習グラウンドは、例外には当たりませんので、面積を増やさなければなら ないとなります。 ただし、本件は、面積を増やす計画になっておりますこちらも抵触してい ないという認識でなっております。 先ほどの施設と同じ日程で進めておりました関係上、同じご説明で恐縮 でございますけれども、7月9日から7月23日、原案の縦覧を行いまし て、公聴会についても、こういった御案内しましたけれども、こちらの所定 の期日までに公述申出等ございませんでした。 佐賀県に対して事前協議としまして8月16日に事前協議しておりまし て、9月3日に回答をいただきました。それらを踏まえまして、公告縦覧と して9月6日から9月20日まで、行ってましたが、こちらに関しても意見 書等提出がございませんでした。 本日、都市計画審議会でお諮り頂きまして、特に異存がなければ、同様に 12月中旬の決定告示を予定しているところでございます。以上です。
会長	はい今ご説明がございましたけれども、委員の皆様から御質問、そして御 意見を賜りたいと思います。（挙手あり）はい。
委員	11ページと12ページで、先ほどのときでも申し上げてよかったんで すけれども、公聴会と原案縦覧の日程等について、市民の皆さんへの広報と 周知に関してはどのように行われたのかというのを教えてください。
事務局	御質問ありがとうございます。 周知に関しましては、公告文をこの期間掲載しておりまして、また市報掲 載などをおこなっています。これらの扱いについては、鳥栖市の慣例や過去 の変更した際の運用と同様の対応を図りました。以上です。
委員	市民ポータルですとか、公式のラインですとか、そういった今おっしゃっ たものも、見に行かないと情報が手に入らないと思うんですけれども、情報 として入ってくるものについてもぜひ活用していただいて、広く周知して いただいたほうがいいのではないかと思います。今後御検討頂きたいと 思いますがいかがでしょうか。
事務局	貴重な御意見ありがとうございます。 検討してまいりたいと思います。
会長	はい、ありがとうございます。 できないことじゃないのですね。そのルールがあって。
事務局	そうですね。公告文等に関しては、書かないといけないものがあるので、 大きく変更する対応ができませんが、ただ周知の仕方については、特段規定 がないので、どういうふうを増やしていくかっていうところやその効果も 含めて、検討してまいりたいと思います。以上でございます。
会長	よろしいですか。 ほかの委員の皆さんいかがでしょうか。 はい、ほかに質疑、意見等がないようですので、ここで諮問第113号の

	審議を終わり、お諮りいたします。 諮問第 1 1 3 号「鳥栖基山都市計画公園の変更（鳥栖市決定）」については、原案どおり可決することとし、市長あて答申することによろしいでしょうか。
○一同異議なし	
会長	はい御異議なしと認めます。 よって諮問第 1 1 3 号「鳥栖基山都市計画公園の変更（鳥栖市決定）」については、諮問事項どおり議決し、市長あて答申することといたします。 以上をもちまして、本日の議事を終了とさせていただきます。 円滑な議事進行として貴重な御意見、誠にありがとうございました。 これにて、議長を降壇いたします。
終会（時間 1 1 : 5 1）	